

第4章 設置基準

4-1 設置位置の考え方

4-1-1 歩行者系サイン	43
4-1-2 自動車系サイン	44

4-2 設置における注意事項

4-2-1 設置における注意事項	45
------------------------	----

4-1 設置位置の考え方

第4章 設置基準

4-1-1 歩行者系サイン

歩行者系サインを設置する際には、歩行者の行動特性を理解し、安全性に配慮した設置位置の選定を行うことが重要である。これらを踏まえ、交差点部及び導入部における設置位置の考え方を次のように設定する。

	設置位置概略図	設置間隔	設置上の留意点
歩道のある交差点		特に歩行者の通行量の多い交差点に案内系のサインを設置する場合、原則としてサインを1基設置する。施設誘導サインについては必要に応じて2基までの設置とする。	案内系サイン及び施設誘導サインを設置する場合、左折する自動車の視点では、コーナー付近の歩行者に対して、死角を生じる危険がないようにコーナー部及び横断歩道付近への設置は避け、交差点からやや距離を置いた位置に設置する。
歩道のない交差点			
その他大型交差点		特に歩行者の通行量が多く、幅員の広い交差点（目安として25m以上）に案内系のサインまたは施設誘導サインを設置する場合、対角の位置に道路と平行した形でそれぞれに1基ずつ設置する。	
導入口分岐点		目的施設へ移動する歩行者の流れを考慮し、適切と思われる場所へ設置する。	

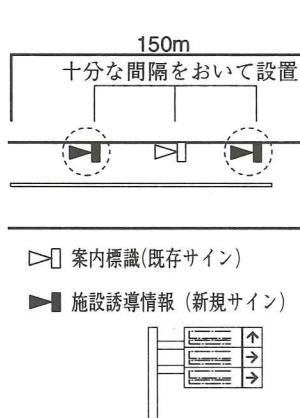
4-1-2 自動車系サイン

自動車系サイン（施設誘導サイン）を設置する場合、原則として当該交差点（分岐点）から手前150m以内に設置することとする。その際、既設の道路標識（案内標識）の位置に応じて、視認性を妨げない場所を選定する。

また、本マニュアルでは既存サインの情報との共架を図る場合を想定し、以下（図右側）に道路標識と共に設置位置を示した。

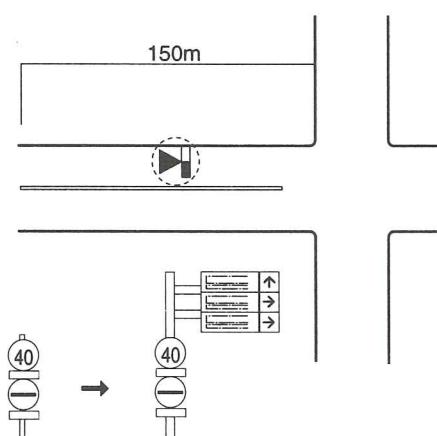
■新規サインを併設する場合

サインを新たに設置する場合、当該交差点（分岐点）から手前150mの区間に内に設置する。その際、既存の道路標識（案内標識等）がある場合は、その位置から前後に十分な距離において設置するなど、視認性に配慮する必要がある。



■既存サインの情報を共架する場合

既存の道路標識（交通標識等）を撤去し、新規サインにもとの情報のみを共架する場合、当該交差点（分岐点）から手前150mの区間に内に設置されているものを対象とする。

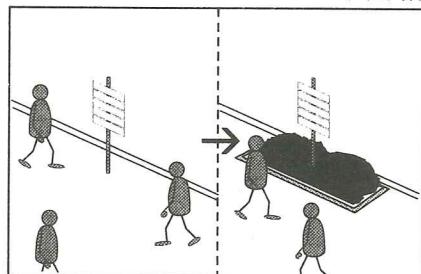


4-2 設置における注意事項

4-2-1 設置における注意事項

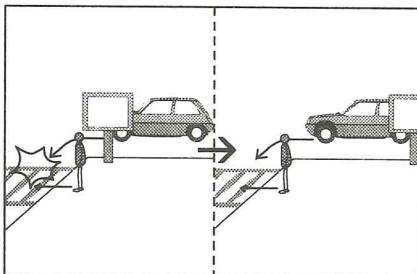
特に歩行者系サインを設置する際、サインの位置が周辺環境とのかかわりの中で予期しない弊害をもたらす場合がある。一般的には下図のようなケースが考えられるが、それらを防ぐには安全性、視認性、顯示性、機能性、景観性といった点についての配慮が重要となる。考え方は以下に示すとおりである。

安全性1：歩道上におけるサインの位置関係



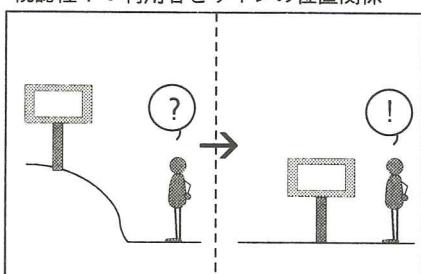
歩道上にサインを設置する際、歩行者の安全を考慮し、可能な範囲で植え込みの中などに設置するよう心掛ける。

安全性2：交差点におけるサインの位置関係



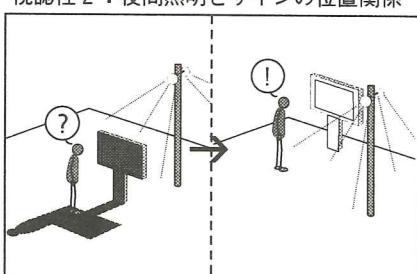
交差点上にサインを設置する際、歩行者に対して左折車からの死角をつくるような場所への設置は避ける。

視認性1：利用者とサインの位置関係



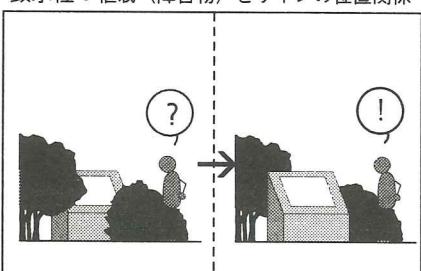
利用しやすいサインとするためには、利用者に適した高さや向きを考慮する必要がある。その際、健常者だけでなく車椅子利用者への配慮も重要である。

視認性2：夜間照明とサインの位置関係



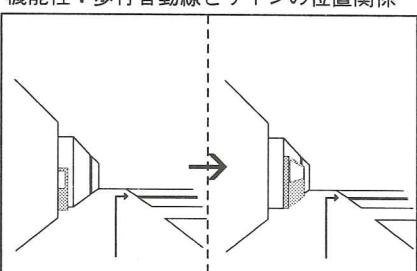
夜間利用を考慮し、照明とサインの位置関係に配慮する。

顯示性：植栽（障害物）とサインの位置関係



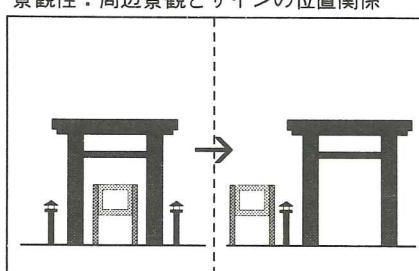
サインは周辺環境の中で存在を認識させる必要がある。建物や樹木、また地形の影になるような場所への設置は避ける。

機能性：歩行者動線とサインの位置関係



利用者の動線から外れた設置は、利用頻度の低下を招くため、動線上の見やすい位置に設置する。

景観性：周辺景観とサインの位置関係



重要な文化財や、美しい自然景観といった街の景観を形成する要素に対しその雰囲気を損なうような設置は避ける。